

○酒田市入札制度等検討委員会設置規程

平成17年11月1日

訓令第31号

(設置)

第1条 本市における入札制度等について、より一層の透明性、競争性及び効率的な工事等の執行を確保するため、酒田市入札制度等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条に規定する設置目的を達成するため、入札制度等の調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長は副市長、副委員長は総務部長、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長を務める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 会議に必要なときは、幹事を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 委員会の所掌事務について調査し、検討させるため、委員会に幹事会を置き、幹事会に建設部会と物品部会を置く。

2 幹事長は総務部長、幹事は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(報告)

第6条 委員長は、会議の結果を市長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(事務局)

第7条 委員会及び幹事会の事務局は、契約検査課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第4号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日訓令第21号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月6日訓令第1号）

この訓令は、平成24年1月16日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日訓令第15号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日訓令第10号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第32号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第11号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日訓令第36号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日訓令第5号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日訓令第5号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月9日訓令第9号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月13日訓令第13号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

	委員	幹事	
		建設部会	物品部会
委員長及び幹事長	副市長	総務部長	総務部長
副委員長	総務部長		
委員及び幹事	企画部長 地域創生部長 市民部長 健康福祉部長 建設部長（下水道事業を含む。） 農林水産部長 教育次長	総務課長 企画調整課長 土木課長 整備課長 建築課長 下水道課長 農林水産課長 教育総務課長	総務課長 企画調整課長 商工港湾課長 まちづくり推進課長 地域福祉課長 下水道課長 教育総務課長